

第 2 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和8年4月22日

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第2回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和8年4月22日（水曜日）

午後2時58分開議

午後5時7分閉会

本日の会議に付した事件

令和8年度主要事業等の説明

出席委員（8人）

委員長 坂 梨 剛 昭
副委員長 堤 泰 之
委員 池 田 和 貴
委員 前 田 憲 秀
委員 高 島 和 男
委員 中 村 亮 彦
委員 亀 田 英 雄
委員 星 野 愛 斗

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 清 田 克 弘
総括審議員兼医監 山 口 喜久雄
政策審議員 入 田 秀 喜
環境局長 原 田 義 隆
県民生活局長 浦 田 武 史
環境政策課長 森 亮 子
水俣病保健課長 中 田 幸 一
水俣病審査課長 塚 本 健
環境立県推進課長 江 口 徹
首席審議員
兼環境保全課長 廣 畑 昌 章
自然保護課長 鹿 井 実
循環社会推進課長 浦 田 雅 義
くらしの安全推進課長 中 田 和 男
消費生活課長 清 田 聡 美

男女参画・協働推進課長 小佐井 郁 里

人権同和政策課長 山 本 智 勇

商工労働部

部長 上 田 哲 也

総括審議員

兼政策審議員

兼商工雇用創生局長 篠 田 誠

産業振興局長 中 島 一 哉

商工政策課長 佐 藤 豊

商工振興金融課長 村 上 友 彦

労働雇用創生課長 荒 木 貴 志

産業支援課長 小 松 篤 史

エネルギー政策課長 霜 出 豊 和

企業立地課長 工 藤 あずさ

販路拡大ビジネス課長 藤 本 麻 衣

観光文化部

部長 梅 川 日出樹

政策審議員 川 寄 典 靖

観光文化政策課長 岩 野 洋 士

観光振興課長 植 田 康 之

スポーツ交流企画課長 松 尾 亮 爾

企業局

局長 森 山 哲 也

次 長

兼総務経営課長 吉 澤 和 宏

工務課長 福 本 政 洋

労働委員会事務局

局長 石 井 利 幸

審査調整課長 石 松 靖 浩

事務局職員出席者

議事課課長補佐 大 瀬 顕 慈

政務調査課主幹 西 野 房 代

午後2時58分開議

○坂梨剛昭委員長 ただいまから、第2回経

済環境常任委員会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

さきの委員会で委員長に選任いただきました坂梨と申します。

今後1年間、堤副委員長とともに、誠心誠意、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

また、委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻いただきますようお願い申し上げます。

それから、執行部の皆様におかれましても、御協力のほどお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続いて、堤副委員長から挨拶をお願いいたします。

○堤泰之副委員長 さきの委員会で副委員長に選任いただきました堤でございます。

今後1年間、坂梨委員長を補佐し、一生懸命円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員各位、また、執行部の皆様におかれましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、以上で御挨拶とさせていただきます。

○坂梨剛昭委員長 今回は、執行部を交えての初めての委員会でありますので、初めに、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

課長以上につきましては、自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により紹介に代えさせていただきます。

それでは、清田環境生活部長から、役付職員名簿の順番により、自席から自己紹介をお

願いいたします。

（環境生活部長～審査調整課長の順に自己紹介）

○坂梨剛昭委員長 ありがとうございます。1年間、このメンバーで審議を行いますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、主要事業等の説明に入ります。

まず、主要事業等の説明について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔をお願いいたします。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、清田環境生活部長。

○清田環境生活部長 環境生活部の主要事業等の説明に入ります前に、地下水保全の取組と公式確認から70年の節目を迎える水俣病への対応につきまして、御説明いたします。

まず、地下水保全の取組につきましては、3月23日に6回目の推進本部会議を開催し、熊本地域地下水総合保全管理計画の概要や水質に係る最新の調査結果等を報告、意見交換を行いました。

今後も、この本部を中心に、熊本の宝である地下水を未来に引き継ぐべく、取組を進めてまいります。

また、水俣病につきましては、5月1日に水俣病犠牲者慰霊式が予定されており、今年度も、関係団体の皆様との懇談を行います。あわせて、公式確認70年を契機としたさらなる啓発の充実強化に取り組んでまいります。

これらの取組を通じて、水俣病に関する正しい理解の促進により一層努めてまいります。

では、今年度の環境生活部の組織機構について御説明いたします。

令和8年度組織機構図及び役付職員名簿の冊子、1ページをお願いいたします。

当部は、総括審議員兼医監を置き、資料の右側から順に、政策審議監のもと、3課、環境局長、県民生活局長のもと、各4課、合わせて、本庁11課及び出先機関である水俣市の環境センターで構成し、職員数は、合計183名でございます。

次に、主要事業及び新規事業の冊子をお願いいたします。

資料の1ページ、令和8年度当初予算総括表をお願いいたします。

一般会計の左から2列目、本年度予算額（A）の最下段、一般会計合計欄のとおり、140億8,800万円余を計上しております。

令和8年度は、地下水の保全、公式確認70年を迎える水俣病への対応、令和7年8月豪雨からの復旧、復興を中心に取組を進めてまいります。

まず、地下水の保全では、地下水位の常時監視や白川中流域等における水田湛水、阿蘇地域の地下水涵養につながる活動への支援などのほか、法令等規制物質、規制外物質の環境モニタリングなどに取り組んでまいります。

水俣病問題への対応では、公式確認70年を契機とする啓発イベントの開催や地元民間団体等が実施する情報発信の支援、水俣病への正しい理解を促進するための県内市町村や民間企業を対象とする新たな研修等を実施いたします。

また、認定審査業務につきましても、丁寧かつ着実に進めるとともに、進行中の裁判や行政不服審査にも適切に対応してまいります。

令和7年8月豪雨からの復旧、復興に向けましては、被災した矢部周辺県立自然公園等の施設復旧を進めてまいります。

このほか、くまもと新時代共創総合戦略の4つの戦略の柱に沿った取組を進めることと

しており、1つ目の柱「こどもたちが笑顔で育つ熊本」では、県内の小中高生を台湾へ派遣し、グローバル人材の育成を図るほか、市町村や学校などと連携した環境教育等を推進してまいります。

2つ目の柱「世界に開かれた活力あふれる熊本」では、国立公園への国内外の観光客の誘客を図るため、公園内の施設整備等を進めてまいります。

3つ目の柱「いつまでも続く豊かな熊本」では、省エネや再エネなど、脱炭素に向けた取組を推進するとともに、資源を効率的に循環して利用するサーキュラーエコノミーへの移行に向けた取組を進めてまいります。

また、人権に関する広報啓発や研修の充実、若年女性の起業支援等、女性活躍の促進にも取り組んでまいります。

4つ目の柱「県民の命、健康、安全・安心を守る」につきましては、消費生活相談や消費者教育の充実強化に加え、今年度から開始する多機関ワンストップ体制により、犯罪被害者等の円滑な支援に取り組んでまいります。

また、資料1ページ、下に記載のチッソに対する貸付けに係る県債償還等特別会計では、チッソ県債に係る元利償還金等として、20億6,700万円余の予算を計上しております。

これらにより、一般会計と特別会計を合わせた環境生活部の令和8年度当初予算総額は、161億5,600万円余となります。

詳細につきましては関係課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○坂梨剛昭委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○森環境政策課長 環境政策課でございます。

資料の2ページをお願いいたします。

地下水保全推進本部では、説明欄の2、事業概要に記載しております(1)地下水量の保全8項目と(2)地下水質の保全5項目、そして、(3)情報発信を行っております。

直近では、3月23日に本部会議を開催し、それぞれの取組状況及び令和8年度の方向性を共有いたしました。

引き続き、当推進本部を中心に、地下水保全の取組を進めてまいります。

その下の項目欄2、チッソの金融支援につきましては、汚染原因者負担の原則を堅持しつつ、水俣病患者補償金の支払いに支障がないよう、昭和53年以降、患者県債等を発行し、チッソに資金を貸し付ける形で支援を行いました。平成12年に、現在の形である金融支援抜本策が閣議了解されました。

説明欄の2、金融支援抜本策の概要に記載のとおり、患者県債方式を廃止し、既往公的債務については、(1)チッソが経常利益から患者補償金を支払った後、可能な範囲で県への貸付金返済ができるよう、県は、所要の支払猶予等を行うこと、(2)この支払い猶予等相当額については、国の補助金と100%地方交付税措置のある特別な県債で対応することとなりました。

万が一県債の返済が困難となった場合には、国において万全の措置が講じられることが閣議了解されております。

4ページをお願いいたします。

チッソの事業会社、JNC株式会社単体での令和元年度決算が経常利益の目標額53億円を下回ったため、チッソは、業績改善計画を策定しました。県では、その計画期間の令和3年度から6年度においては、平成7年政治解決一時金貸付けの返済を猶予しております。

また、令和5年度以降も、決算が業績改善計画の計画値を下回る見通しとなったため、令和6年2月、チッソは、新たな業績改善計画を策定しました。

県では、平成7年政治解決一時金貸付の令和7年度及び8年度償還分についても、返済可能な範囲を超える部分について、返済猶予を決定しております。

次の5ページは、上段に、チッソの貸付けに係る特別会計の令和8年度の予算措置額を、下段に、チッソの公的債務残高を掲載しております。

6ページをお願いいたします。

「水銀フリー社会」の実現に向けた取組の推進につきましては、平成25年に本県で開催された水俣条約外交会議で採択された水俣条約を踏まえ、情報発信や水銀専門家の育成支援などに取り組むものです。

令和8年度は、新たに、県内の高校を対象とした熊本県立大学の水銀研究留学生による出前講座を実施するとともに、水銀研究留学生に焦点を当てた情報発信ツールを作成し、情報発信の場での活用を図ってまいります。

環境政策課は以上です。

○中田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

7ページをお願いいたします。

項目欄1の医療対策の推進は、水俣病被害者の方々の健康上の問題の軽減を図るための取組です。

説明欄の表を御覧ください。

この表は、水俣病被害者の方がお持ちの2種類の手帳の給付内容を示した表になります。

表の左側、水俣病被害者手帳をお持ちの方は、平成21年制定の水俣病被害者救済特別措置法、いわゆる特措法により救済された方々です。

表の右側、医療手帳をお持ちの方は、平成7年の政治解決により救済された方々です。

それぞれの給付内容の欄に記載しておりますとおり、医療費の自己負担分や鍼灸施術療養費、通院や入院に伴う交通費、諸雑費であ

る療養手当などの給付を行っております。

なお、療養手当につきましては、昨今の物価高を踏まえ、患者団体の皆様からの増額の御要望があり、国に要望を行った結果、令和8年4月診療分から物価スライドが導入され、増額されたところでございます。

次に、項目欄2の水俣病関連情報の発信及び保健福祉の充実について御説明します。

説明欄の1、水俣病関連情報発信事業は、水俣病の理解促進を図るため、県が直接実施する情報発信事業です。

なお、令和8年度は、水俣病公式確認70年を契機とした語り部シンポジウムの開催、水俣病の正しい知識を周知するための県内各地域でのパネル展の実施、海外で開催される国際水銀会議での語り部講話の実施など、国内外において情報発信の強化を図ってまいります。

2の水俣病関連情報発信支援事業は、水俣市が運営する水俣病資料館の展示内容の充実強化など、水俣病発生地域の市や町が行う情報発信の取組を支援するものです。

3の胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業は、患者の方々が地域で安心して暮らしていただけるよう、日常生活や外出等の支援を行うものです。

4の環境・福祉モデル地域づくり推進事業は、水俣・芦北地域における保健福祉ネットワークの運営や、毎年5月1日に開催されます水俣病犠牲者慰霊式、民間団体が実施する公式確認70年地域提案事業など、市や町、民間団体等の取組を支援するものでございます。

水俣病保健課は以上です。

○塚本水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

8ページをお願いします。

当課では、いわゆる公健法に基づく水俣病の認定審査業務を行っております。

説明欄の1ですが、認定申請者に対しまして、まず、(1)のとおり、審査の前提となる疫学調査と検診を行います。その後、(2)のとおり、認定審査会による審査を経て、知事による認定または棄却の決定を行うことになります。3月末現在の申請者数、いわゆる未決定者数は221人でございます。

次に、2ですが、これは、水俣市などの指定地域に5年以上の居住歴があり、申請から1年を経過した申請者などに対し、知事による決定があるまでの間、医療費等を支給する事業でございます。3月末現在の対象者は95人でございます。

次に、3ですが、これは、熊本大学医学部と複数の医療機関をネットワークで結び、水俣病の診療に関して、より専門的な指導や助言ができるようにする事業でございます。

次のページをお願いいたします。

2、訴訟等対応業務ですが、知事の棄却決定に対する行政不服審査や訴訟への対応を行っております。

3月末現在の状況ですが、係争中の訴訟が10件、行政不服審査が31件となっております。

水俣病審査課は以上です。

○江口環境立県推進課長 環境立県推進課です。

10ページをお願いいたします。

項目1、地球温暖化対策の推進についてです。

説明欄の1、県民ゼロカーボン行動促進事業では、家庭でのCO2削減に向けた普及啓発や環境教育を行ってまいります。

2の2050くまもとゼロカーボン推進事業については、下の(1)から(3)は、主に事業者を対象としたもので、省エネ設備への更新や燃料転換を促進するためのサポートを行うとともに、中小企業向けのセミナー等を実施してまいります。

また、(4)以降に記載のとおり、県の率先行動として、県有施設への初期投資ゼロモデルを活用した再エネ設備の導入や公用車へのEV、電気自動車の導入等を進めてまいります。

11ページをお願いいたします。

項目2、地下水の保全についてでございます。

説明欄の1、地下水保全条例円滑施行事業では、条例に基づき県が設置しております観測井戸35か所の地下水位の常時監視等を行います。

2の阿蘇グリーンインフラモデル形成支援事業は、地下水涵養を支える白川の水量を保全するため、阿蘇地域のグリーンインフラ、具体的には、草原などの維持活動を支援する仕組みの構築を図るものです。

3の水保全協働推進事業では、くまもと地下水財団と連携し、地下水涵養など、行政、事業者、県民が一体となった水保全対策を進めるとともに、昨年度策定いたしました第二期熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく取組を進めてまいります。

4の地下水位ビジュアルライズ発信事業では、県民の皆様の不安払拭に向けて、県内7か所の観測井戸における地下水位をリアルタイムで発信するとともに、老朽化した水位計の更新を計画的に行ってまいります。

続きまして、12ページをお願いいたします。

項目3の有明海・八代海等の再生については、特措法に基づく県の計画や県議会の提言を踏まえ、国や関係県と連携して取組を進めるとともに、1の(2)の再生推進対策検討事業として、河川の砂礫を利用した干潟でのアサリの生育状況や砂礫の動態に関するモニタリングを継続して行います。

また、八代海湾奥部につきまして、環境保全と防災の両立に向け、地元市町等と今後の方向性の検討等を行ってまいります。

13ページをお願いいたします。

項目4、環境教育・学習の推進です。

説明欄の2、環境教育相互連携推進事業では、県内の小学5年生を対象とした水俣に学ぶ肥後っ子教室、小中学校や保育園への環境出前講座等を行ってまいります。

また、環境センターの来館者が100万人を突破する見込みであるため、その記念イベントも実施する予定としております。

環境立県推進課は以上でございます。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

14ページをお願いいたします。

項目1、総合的な生活環境保全対策の推進でございます。

説明欄の2、事業概要の(1)環境関係連絡調整費では、各保健所等にタブレット端末を配備して、熊本県公害関係届出等台帳システムと接続し、公害関係の届出や立入検査の一元管理を行っております。

次に、15ページ、上段の項目2、開発における環境配慮の推進でございます。

説明欄の2、事業概要の(1)環境影響評価審査費では、いわゆる環境アセスメントとして、環境に配慮した開発事業が行われるよう、法令に基づき、住民、行政、専門家の意見を踏まえながら審査を行います。

次に、2段目の項目3、水道事業の推進でございます。

説明欄の2、事業概要の(1)水道事業基盤強化(広域化)推進では、県水道広域化推進プランに基づき、市町村と連携し、水道事業の広域連携等に取り組みます。

16ページをお願いいたします。

2段目の項目4、水質保全対策の推進でございます。

説明欄の2、事業概要の(1)規制外物質等環境モニタリング事業は、半導体関連企業の集積が進む中、法令等で規制されない化学物

質の排出を懸念する声に対応するため、令和5年8月から、セミコンテクノパーク周辺等の河川、地下水、大気等について、規制外物質等の環境モニタリングを実施しています。

令和8年度についても、引き続き環境モニタリングを実施し、専門家で構成する委員会での検証を継続してまいります。

次に、(2)有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)対策事業については、県内の河川、地下水及び海域の79地点において、PFOS及びPFOAの調査を実施するとともに、飲用井戸等30地点において衛生検査を実施します。

17ページをお願いいたします。

(3)地下水質監視事業及び(6)水質汚濁規制事業では、工場、事業場に立入検査を行い、必要な改善指導を行っております。

18ページをお願いいたします。

項目5、大気保全対策の推進でございます。

説明欄の2、事業概要の(2)大気環境監視事業では、県内35か所の大気環境測定局において、大気汚染物質の24時間自動測定による監視を行い、リアルタイムデータをホームページで公開しております。

光化学スモッグなど、大気の汚染状況が悪化した場合は、関係機関、登録いただいた県民に対して、注意報等を一斉メールで送信します。

次に、19ページの(5)特定粉じん排出等作業監視事業では、建築物の解体等において作業基準が遵守されているか、立入検査等を通じて監視するとともに、大気中のアスベストの漏えいがないか調査しております。

次に、2段目の項目6、化学物質対策の推進でございます。

説明欄の2、事業概要の(1)ダイオキシン類環境監視事業では、県内を4つのブロックに分け、毎年度1ブロックについて、大気、河川、地下水等の環境調査を実施しておりま

す。

本年度は、菊池、阿蘇、上益城地域において実施予定でございます。

環境保全課は以上でございます。

○鹿井自然保護課長 自然保護課でございます。

21ページをお願いします。

項目1の自然環境の保全は、本県の優れた自然環境を次の世代に引き継ぐため、保全すべき地域や希少な野生動植物を指定し、保護や保全対策を行うものです。

説明欄2、(1)の生物多様性くまもと戦略推進事業は、必要な保全対策や保護、管理、普及啓発を行い、生物多様性に関する理解醸成を図るものです。

また、本年度は、7月に、熊本市でグローバルネイチャーポジティブサミットが開催されますので、その機運醸成にも取り組みます。

22ページをお願いします。

項目2の自然公園の保護・利用は、自然公園区域内での開発を制限することで、優れた風景地などの保護に努めるとともに、訪問者が快適に公園を利用できるよう、施設の整備や維持管理を行うものです。

説明欄2、(4)の国立公園満喫プロジェクト推進事業は、阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙天草国立公園において、県または市町村が必要な施設整備や改修を行うものです。

(5)の自然公園施設等災害復旧事業(単独事業分)は、令和7年8月豪雨により被災した矢部周辺県立自然公園の県有施設の復旧を行うものです。

23ページをお願いします。

項目3の野生鳥獣の保護・管理及び狩猟は、鳥獣保護管理法などに基づき、農林水産業の被害軽減や野生鳥獣の保護を行うものです。

説明欄2、(1)の鳥獣保護等推進事業は、

野生鳥獣の保護管理を図るため、鳥獣保護管理員の配置、野鳥における鳥インフルエンザの検査、野生イノシシの豚熱調査などを行うものです。

(2)の特定鳥獣適正管理事業は、有害鳥獣駆除として鹿を捕獲する市町村への助成を行うものです。また、狩猟者の確保に向けて、高校生などの若い世代を対象とした研修にも取り組みます。

(4)の指定管理鳥獣捕獲等事業は、通常では捕獲が困難な奥地等を対象に、県が実施主体となり、鹿とイノシシの捕獲を行うものです。

24ページをお願いします。

項目4の外来生物防除対策は、野生動植物の生息、生育を脅かし、県民生活に被害を与えるおそれのある特定外来生物の侵入防止や駆除を行うものです。

説明欄2、(1)の特定外来生物防除対策事業は、アライグマの根絶を図るため、研修会の開催や被害対策を行う市町村への業務支援を行うものです。

(2)の特定外来生物スパルティナ属防除対策事業は、汽水域に生息している米国原産のイネ科植物であるスパルティナ属の防除を国と連携して行うものです。

自然保護課は以上です。

○浦田循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

25ページをお願いします。

項目欄の1、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進についてですが、説明欄の事業概要、(1)のサーキュラーエコノミー、これは、循環経済とも呼ばれるものですが、これへの移行支援事業は、持続可能な形で資源を効率的、循環的に利用する新たな経済システムを目指し、サーキュラーエコノミーに関する普及促進や相談体制構築、認証審査などを行うものです。

26ページをお願いします。

項目欄の2、廃棄物の適正処理の推進についてですが、説明欄の事業概要、(1)の不法投棄等防止対策事業は、産業廃棄物の不法投棄等の発生防止、早期改善のため、廃棄物監視指導員を置き、パトロール等を行うものです。

(2)の産業廃棄物事業者育成指導及び支援事業は、収集運搬業の許可申請等に関して、事業者への指導、研修等を行うものです。

(3)の海岸漂着物対策推進事業は、国の補助金を活用し、市町村における海岸漂着物の回収や処理、発生抑制対策の支援等を行うものです。

(4)のエコアくまもと環境教育推進事業は、南関町にある最終処分場、エコアくまもとにおいて、環境教育や施設見学等を行うものです。

循環社会推進課は以上でございます。

○中田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課です。

27ページをお願いします。

初めに、総合的な交通安全対策の推進ですが、これは、熊本県交通安全計画に基づき、交通安全思想の普及啓発や交通事故に伴う損害賠償等に係る相談業務など、交通安全に係る施策を推進するものです。

28ページをお願いします。

安全安心まちづくりの推進ですが、犯罪の起きにくい地域社会の実現を目指すとともに、再犯防止の取組や犯罪被害者等の支援を推進していくものです。

説明欄の2、事業概要のうち、(2)犯罪被害者等支援推進事業の主な取組としまして、本年度から、犯罪被害者等支援のための多機関ワンストップサービス体制の運用を開始します。

これは、犯罪被害に遭われた方々のための様々な支援メニューをワンストップでコーデ

イネートし、提供するものです。

その他、性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、ゆあさいどくまもとの運営や犯罪被害者等見舞金の支給などを行うこととしています。

29ページをお願いします。

食の安全安心の確保ですが、これは、食品の安全性及び食品に対する安心感を確保するため、熊本県食の安全安心推進条例等に基づき、事業者の適正な食品表示に向けた監視、指導及び消費者への普及啓発等を推進するものです。

また、県産農林畜水産物の産地偽装防止のため、産地偽装110番による情報収集、小売店への抜き打ち調査、熊本県産あさりを守り育てる条例の周知を行います。

30ページをお願いします。

総合的な青少年施策の推進のうち、事業概要の(1)グローバルジュニアドリーム事業は、グローバル社会に視野を向けた子供の育成を目的に、小中高校生を台湾へ派遣し、高雄市の子供たちとの交流を行っているものです。今年度は、通算で10回目の派遣交流を予定しております。

くらしの安全推進課は以上です。

○清田消費生活課長 消費生活課です。

31ページをお願いします。

消費者行政の充実強化について、令和8年3月に策定した第5次熊本県消費者基本計画に基づき、消費者被害の未然防止と早期救済の推進、消費生活の安全、安心の確保、消費者教育の推進に向け、関係機関との連携体制を強化しながら、各種取組を推進します。

主な事業を御説明いたします。

説明欄の2、事業概要(1)の地方消費者行政推進事業は、市町村の消費生活相談員の配置や見守り活動など、市町村の消費者行政の体制強化に対する支援を行うものです。

(2)の消費生活相談・啓発事業は、県消費

生活センターにおいて、消費者からの相談に対する助言、あっせん等を行うとともに、消費者被害情報の提供や啓発を行うものです。

(4)の消費者自立のための生活再生総合支援事業は、多重債務等により生活再生の支援が必要な方に対し、家計診断や債務整理、生活資金の貸付けなど、総合的な支援を行うものです。

(5)の金融関連消費者教育推進事業は、関係団体と連携し、若者等に対する金融リテラシー向上のための出前講座及び広報啓発等を行うものです。

消費生活課は以上です。

○小佐井男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

32ページをお願いします。

まず、上段1、協働の推進について御説明します。

地域の課題やニーズが多様化する中、行政だけで対応、解決することは困難であるため、その担い手となるNPO法人等に対し支援等を行っています。

特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法に基づき、法人格を与える認証やNPO法人の中でも、組織運営や事業活動等が適正など、一定の基準に適合したものを認定しています。

また、NPO法人等に対し、伴走型の運営支援やふるさと納税制度を活用した交付金による経済支援等により、地域活動の核となるNPO法人等との協働を推進します。

次に、2、男女共同参画の推進です。

性別に関わりなく、誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、本年3月に策定しました第6次熊本県男女共同参画計画等に基づき、県民、市町村、事業者等と連携し、総合的かつ計画的に取組を進めてまいります。

(2)男女共同参画地域活動推進事業は、県

内各地域における男女共同参画の推進のための地域リーダーの育成等を行います。

(3) 男女共同参画相談事業は、男女共同参画相談室らいふとして、男女を問わず、様々な悩みについて、電話、対面による相談をお受けしています。女性弁護士による無料法律相談も月に1回行っております。

33ページをお願いいたします。

(4) のくまもとの女性活躍促進事業では、女性の社会参画を加速化させるため、企業等における女性活躍促進に向けた様々な取組を行っています。

女性経営参画塾や企業トップセミナー、啓発イベントとしてのヒゴロッカサミット、県内で活躍するロールモデルと交流していただく若者向けのプレサミットを開催します。

これらの例年行っている事業のほか、④の昨年度開始しました若年女性の起業支援事業については、若年層の女性が描くライフスタイルやキャリアパスを実現する上で、起業が選択肢の一つとなるよう、講座や伴走型の支援を行うとともに、今年度から修了生のネットワーク交流会も実施し、先ほどのプレサミットとともに、若年女性の県外流出の食い止めを目指す事業でございます。

最後に、3、くまもと県民交流館における県民の活動支援です。

くまもと県民交流館パレアは、県民の自発的で主体的な様々な活動を支援する拠点施設として、NPO・ボランティア協働センター、男女共同参画センター、生涯学習推進センターなどの機能を担っており、平成30年度から、指定管理者により運営を行っています。

また、入居するテトリアくまもとの建物や共用部分に係る経費も負担しております。

男女参画・協働推進課は以上です。

○山本人権同和政策課長 人権同和政策課です。

34ページをお願いします。

当課では、部落差別、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、人権施策、啓発の推進に取り組んでいます。

説明欄2、事業概要の(1)人権施策推進事業は、庁内関係各課との連絡調整をはじめ、県内の行政機関、議会、企業などと連携、さらには、有識者などからも御意見を伺いながら、より実効性のある施策を推進するものです。

(2) 人権啓発活動市町村委託事業は、市町村が実施する講演会、研修会などの啓発活動を支援するものです。

(3) 広報・啓発事業は、当課が行う講演会、人権フェスティバル、新聞などマスメディアを活用した広報啓発活動に取り組むもので、上記(2)とともに、国の地方委託事業を活用しています。

(4) 研修・人材育成・相談事業は、ウェブ講座や研修会の開催を通じた人材育成と人権全般に関する県民からの相談に対応するものです。

(6) 地方改善事業費は、市町村が設置、運営する隣保館の施設整備や相談事業などへの支援に要する経費です。

(7) 人権問題連携調整費は、行政や関係団体等と連携した啓発活動に要する経費です。

人権同和政策課は以上です。

○坂梨剛昭委員長 次に、商工労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

まず、上田商工労働部長。

○上田商工労働部長 商工労働部でございます。

主要事業等の説明に先立ちまして、県内の景気、雇用情勢、当部の最近の動きにつきまして、概略を申し上げます。

初めに、4月1日公表されました日銀の金

融経済概観では、「熊本県内の景気は、緩やかに回復している。」と、11か月連続で判断が据え置かれました。

また、2月の本県の有効求人倍率は1.13倍で、前月と同水準となっております。

なお、中東情勢の影響につきましては、県内でも燃料の売り控えなどが見られましたが、国が年を超えての供給確保にめどをつけるとともに、原油価格についても、緊急的な激変緩和措置により、低減が図られています。

県としましては、引き続き、商工団体などへの聞き取りなどを行いながら、県内経済に与える影響や国の動きなどを注視してまいりたいと考えています。

次に、当部における最近の動きについてです。

J A S M第2工場については、現在建設工事が進められていますが、本年2月の先端半導体への計画変更の意向表明を受け、T S M Cと経済産業省との間で協議が進められていると聞いております。

県としては、引き続き、第2工場の建設が円滑かつ着実に進むよう、全力で支援してまいります。

それでは、令和8年度の商工労働部の主要事業等について御説明いたします。

まず、令和8年度組織機構図及び役付職員名簿の10ページをお開きください。

当部は、本庁7課、出先機関5機関で構成し、職員数は、合計で245名となっております。

次に、令和8年度主要事業及び新規事業の35ページをお願いいたします。

令和8年度当初予算につきましては、左から2列目、本年度予算額(A)の下から3段目にございますとおり、総額で706億5,900万円余を計上しております。

主な取組について、くまもと新時代共創総合戦略の柱に沿って御説明いたします。

まず、「世界に開かれた活力あふれる熊本」の取組として、地域の関係機関等が連携した人材確保、育成の取組や半導体による地域産業の創出のための産学官連携を支援してまいります。

また、外国人材に選ばれる熊本を推進するための外国人材の受入れや定着の支援等に取り組んでまいります。

次に、「いつまでも輝く豊かな熊本」の取組として、阿蘇くまもと空港周辺地域R E 100産業エリアの創造に向けて、再生可能エネルギーの導入等を支援してまいります。

最後に、「県民の生命、健康、安全・安心を守る」取組として、障害者雇用への理解促進のための普及啓発等に取り組んでまいります。

以上で総括説明とさせていただきます。

詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○坂梨剛昭委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○佐藤商工政策課長 商工政策課です。

資料の36ページをお願いします。

項目1、U I Jターン就職と地域定着の促進ですが、(1)「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業では、東京、大阪、福岡及び県内にくまもと移住定住・U I Jターン就職支援センターを設置し、相談対応や求職者とのマッチング支援等を行っています。また、県外求職者が県内企業の採用試験等に出向く際の旅費の一部を助成しております。

(2)の戦略的U I Jターン就職加速化事業では、本県で働くことの魅力を伝えるため、合同就職説明会等を開催するものでございます。

(3)の「地域の人事部」構築事業は、若者の域外流出等が進む球磨・人吉地域におい

て、人材確保と定着を図るための体制構築を支援するものでございます。

次に、項目2、若者の県内就職と定着のための奨学金返還サポートでございますが、(1)は、37ページにかけて、ふるさとくまもと創造人材奨学金返還サポート制度の概要を記載しております。

奨学金を県と県内企業で2分の1ずつ負担し、就職翌年度から10年にわたり支給するものです。より多くの若者と参加企業がつながるよう、引き続き、県内企業等に参加を促し、県内外への制度のPRに努めてまいります。

項目3、外国人材の受入れ環境整備・定着支援でございますが、(1)の「外国人材に選ばれる熊本」推進事業では、外国人材受入企業支援センターの設置や事業者が行う日本語習得支援、交流事業等への助成等を実施してまいります。また、外国人材の適正な受入れに向けて、国の関係機関と連携した体制づくりに取り組みます。

(2)の「連携“絆”特区」外国人材就労促進事業では、国家戦略特区を活用して、県が企業の経営状況を事前に確認することで、外国人エンジニアが入国する際の在留資格審査期間を短縮してまいります。

また、昨年度新たに認定された家事支援外国人受入れ企業に関して、国の機関と県で構成する第三者管理協議会で基準適合性の確認等を実施してまいります。

38ページの項目4、産学官連携による半導体人材の育成・確保でございますが、(1)の熊本県半導体人材育成推進事業では、今後の半導体人材育成の強化策の検討や意見交換等を行ってまいります。

また、今年は、他県と連携して、中高生を対象とした半導体人材育成プログラムを実施いたします。

(2)の半導体研修受講支援事業では、半導体研修機関で従業員の研修を行う企業等に対

して、受講費や宿泊費等の支援を行う市町村に対し助成するものでございます。

次の項目5、県内中小企業者等支援に係る商工団体の体制整備等の取組でございますが、商工団体の組織運営に係る経費を助成し、県内中小企業者等の経営力強化等を図るものでございます。

(1)は、商工会議所、商工会、商工会連合会、(2)は、中小企業団体中央会に対する人件費等の助成です。

(3)は、昨年度の経済対策を活用し、賃上げ等環境整備のため、伴走支援を行う商工団体への助成でございます。

39ページの項目6、物価高騰などの影響を受ける県内中小企業者等への支援でございますが、(1)トラック物流持続的発展支援事業では、県トラック協会が行うトラックドライバーの人材確保や価格転嫁の取組及び燃料費等上昇の影響を受ける貨物運送事業者を支援してまいります。

(2)中小企業等価格転嫁力・交渉力強化支援事業では、適切な価格転嫁を定着させていくため、商工団体が実施する事業者向けの講習会の開催等を支援してまいります。

(3)くまもと産業EXPO開催支援事業では、民間団体が中心となり、県もメンバーに入ります実行委員会が開催しますエキスポの開催経費の一部を負担するものでございます。

商工政策課は以上です。

○村上商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

40ページをお願いします。

項目1の令和7年8月豪雨災害に係る被災中小企業者等の施設・設備復旧支援については、今年の1月末に補助金の申請受付を開始した被災事業者再建支援事業により、引き続き、施設、設備の復旧等を支援してまいります。

項目2の令和2年7月豪雨災害に係る被災中小企業者等の施設・設備復旧支援については、なりわい再建支援事業により、引き続き、施設、設備の復旧等を支援してまいります。

項目3の物価高や人件費上昇等の影響を受ける中小企業者等の事業継続支援については、(1)の県制度融資により、引き続き資金繰りを支援してまいります。

41ページをお願いします。

(2)の中小企業者事業再生等支援事業により、国の事業等を活用した経営改善計画の策定を支援し、(3)のサステナブル地域経済創出支援事業では、持続可能な地域経済を確立するため、商工団体や市町村等が連携して実施する事業承継や創業等の取組を支援してまいります。

(4)の事業承継・跡継ぎ支援事業では、円滑な事業承継のため、事業の引継ぎ準備、後継者の育成、引継ぎ後の経営革新等の取組を支援してまいります。

また、(5)のこどもキラキラ商店街支援事業では、商店街の維持発展とこどもまんなか熊本の実現に向け、商店街を活用した子供主体の体験活動や空き店舗への出店等の取組を支援し、(6)の商店街等売上回復支援事業では、集客イベント等の売上げ回復に資する取組を支援してまいります。

次の(7)の中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業では、国や県の補助事業を活用して、生産性や売上げの向上に取り組む中小・小規模事業者の自己負担分の一部を支援し、(8)のくまもと型小規模事業者持続化補助金、通称くまもと型応援補助金では、小規模事業者のコスト削減や生産性向上、売上げ増加等の経営課題の解決に向けた取組を支援してまいります。

(9)の中小企業者事業再建・発展支援事業では、個々の経営課題に応じた専門家の派遣やデジタル化を支援し、(10)の中小企業者販

路開拓支援事業では、販路開拓等の取組を支援してまいります。

42ページをお願いします。

項目4の平成28年熊本地震に係る被災中小企業者等の施設・設備復旧支援については、中小企業等復旧・復興支援事業により、県単独予算でグループ補助金を継続し、公共事業の影響で申請できていない事業者の施設、設備の復旧等を支援してまいります。

商工振興金融課は以上です。

○荒木労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

資料43ページをお願いいたします。

まず、項目の1、人材の育成・確保でございます。

事業目的は、県内企業の魅力発信や職業訓練を通じた人材育成でございます。

事業概要の(1)くまもと県内就労応援事業では、若者や女性に県内企業の魅力を発信するとともに、企業の採用力向上や女性が働きやすい環境整備などに取り組む企業を支援するセミナーを開催いたします。

(2)熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業では、県立高等技術専門校の再整備を進めておりますが、令和7年度に、自動車車体整備課1、2年実習棟と3年実習棟の改築工事に着手し、今年度竣工予定でございます。以後も、外構工事を含め、令和14年度までに全ての工事が完了するよう進めてまいります。

(4)離職者訓練事業では、離職者が職業スキルや知識を習得し、就職につなげられるよう、デジタルや事務、介護などの多様な職業訓練の機会を提供いたします。

(5)熊本県ブライ企業推進事業では、働く人が生き生きと輝き、安心して働き続けられる企業をブライ企業として認定し、労働環境や処遇の向上に取り組みます。

44ページをお願いいたします。

上段の(7)リスキリング応援事業は、中小

企業、小規模事業者が生産性向上を目的に、業務に必要な知識や技術等を従業員に習得させる場合の研修の受講料等を支援いたします。

続いて、項目の中段2、次世代の育成です。

事業目的は、技能職の魅力発信や技能振興による若者の県内定着でございます。

事業概要の(2)みらいの技能士育成ステップ事業では、若者の技能職への入職につなげるため、技能体験等を通じて、技能職や技能士の魅力発信を行います。

続いて、項目の下段3、共生社会の実現です。

事業目的は、多様な人材活躍のための就労支援です。

事業概要は、45ページをお願いいたします。

(2)障がい者等活躍支援事業では、障害者の就労促進のため、県立高等技術専門校や民間教育訓練機関での職業訓練に加え、新たに、県内企業に向けた普及啓発や障害者を対象とした短期の職業訓練を実施いたします。

(4)障害者就業・生活支援センター事業では、県内6か所にセンターを設置し、障害者の就業面と生活面を支援いたします。

46ページをお願いいたします。

(8)女性・高齢者の活躍に向けた就労応援事業は、スポットワークの活用や短時間正社員制度の創設、女性専用トイレの整備などの職場環境の改善に取り組む中小企業、小規模事業者を支援いたします。

労働雇用創生課は以上でございます。

○小松産業支援課長 産業支援課でございます。

47ページをお願いいたします。

まず、項目1、産業成長ビジョンの推進についてです。

令和2年12月に策定した熊本県産業成長ビ

ジョンでは、多様な人材や技術のクロスにより、次代を切り開く価値を創造して、快適で豊かな県民生活を実現する熊本を目指すこととしています。

(1)産業成長ビジョン推進事業では、同ビジョンの推進を目的として、有識者等によるビジョンの進捗状況の評価及び見直し、産学官金の協議会による重点的な取組等を推進するものです。

次に、項目2、地場企業の成長支援についてです。

これは、設備投資促進や人材獲得、育成への支援など、ハード、ソフト両面から地場企業を支援することにより、その成長を後押しするものです。

(1)地場企業立地促進費補助は、県内に本社を有する企業等が県内に事業所等を新設または増設する場合に、設備投資額の規模等に応じ、当該企業等に助成を行うものです。

(2)事業革新支援センター事業は、公益財団法人くまもと産業支援財団が実施するビジネスマッチングや専門家派遣等の企業支援に対し助成を行うものです。

(3)プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業は、県内にプロフェッショナル人材戦略拠点を整備し、県内の中小企業による攻めの経営に資する県内外の優秀な人材の獲得を支援するものです。

48ページをお願いいたします。

次に、項目3、DX・カーボンニュートラル化の推進についてです。

これは、地場企業の持続的な稼ぐ力の強化に向け、DX、カーボンニュートラル化の取組を推進するものです。

(1)シンカ企業創出推進事業は、企業の成長を後押しするため、デジタル技術を活用した業務プロセスの改善やカーボンニュートラル化といった取組を総合的に支援するものです。

(2)中小企業DX推進臨時補助事業は、県

内中小企業の賃上げ環境整備を図る観点から、生産現場等でのデジタル化により生産性向上等を目指す中小企業に対し、助成を行うものです。

次に、下段の項目4、UXプロジェクトによる新産業創出及びイノベーション支援についてです。

これは、新たなビジネスにつながる環境を提供し、関係機関との連携などにより、イノベーションが持続的に生まれる好循環の形成を目指すものです。

(1)熊本空港周辺地域における産業振興創出事業は、本県の強みであるライフサイエンス分野を中心とした新産業創出を目指すUXプロジェクトの推進のため、人材や企業等の集積を図るとともに、実証実験等の機会提供等を行うものです。

(2)くまもと産学連携等イノベーション強化事業は、県内大学の産学連携体制の整備、県内企業の産学共同研究推進、企業技術データベースを活用したマッチング環境整備等を実施するものです。

49ページをお願いいたします。

項目5、新生シリコンアイランド九州の実現に向けた半導体産業振興施策の推進についてです。

これは、TSMCの進出を契機として、県内産業のさらなる振興と県経済の成長を実現するために、くまもと半導体産業推進ビジョンに基づく施策を推進するものです。

(1)くまもと半導体産業推進ビジョン推進事業は、半導体産業推進ビジョンに基づく施策の進捗評価を行うとともに、台湾経済団体を通じた企業の交流促進を図るものです。

(2)半導体産学官連携推進事業は、県内大学や企業等と連携し、半導体人材の育成や共同研究の強化により、半導体の三次元積層実装の量産化を確立し、地域産業や雇用の創出を図るものです。

(3)半導体サプライチェーン参入促進支援

事業は、半導体産業のサプライチェーンへの参入を支援するため、専門家による技術指導等を行うとともに、半導体分野の主要展示会への出展を行うものです。

(4)低環境負荷型半導体製造装置の開発支援事業は、県産業技術センターにおいて、環境負荷の低い半導体関連製造プロセスの開発、実用化を目指すものです。

産業支援課は以上です。

○霜出エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

50ページをお願いいたします。

項目1、熊本県総合エネルギー計画の推進についてです。

2、事業概要の(1)は、RE100電力供給・利用促進事業についてです。

REとは、リニューアブルエナジーの略でございまして、いわゆる再エネ100%の電力供給、利用促進に向けた取組となります。

環境省から脱炭素先行地域として選定されております阿蘇くまもと空港周辺地域RE100産業エリアの創造に必要な再エネ発電施設等の開発を支援しており、令和8年度から設置工事が本格的に着工するバイオマス発電等の整備に対する支援を開始します。

次に、(2)熊本県総合エネルギー計画推進事業につきまして、①は、太陽光パネルのFIT後放置ゼロに向けた取組です。

昨年度開催した検討会議の報告書を踏まえ、事業者等に対し、必要となる撤去資金等確保の要請、市町村と連携して、災害リスクや景観等で問題がある発電施設に対する対応の実施、リサイクル体制の確保に向けて、国への要望など、必要な対策を実施します。

②は、軽量で折り曲げやゆがみに強く、壁面等にも設置できますペロブスカイト太陽電池普及啓発に向けまして、県有施設での実証実験を開始するとともに、推進会議等を開催いたします。

③は、市町村とともに作成し、昨年公表しました阿蘇地域太陽光抑制エリア図の取組のように、市町村と連携して、太陽光発電施設の抑制、適地誘導に努めます。

次に、(3)水素エネルギー普及啓発・利活用促進事業についてです。

①は、水素利活用促進に向けた県内企業との意見交換を継続するとともに、再エネを活用した水素製造等を実施されている他県と連携しまして、先進的な取組を県内企業に紹介し、活用の検討を促します。

51ページをお願いいたします。

項目2、エネルギー価格高騰に対する事業者緊急支援についてです。

国の支援対象となっていない特別高圧電力及びLPガス利用事業者に国の重点支援交付金を活用しまして、都市ガス等に準じた支援を行います。

最後に、項目3、採石業関係です。

事業者の指導、育成のほか、採石事業のイメージ向上や人材確保に向けた取組を行います。

エネルギー政策課は以上です。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

52ページをお願いします。

1、企業誘致の推進です。

国内外からの企業誘致及び既に熊本に拠点を構えている既立地企業のフォローアップを積極的に行い、本県の産業振興と雇用確保に努めてまいります。

具体的には、(1)企業誘致事業として、企業訪問を通じて、積極的な誘致活動や既立地企業のフォローアップを行います。

(2)戦略的企業誘致推進事業は、国内の大規模な展示会への出展や関連するイベント等への参加に加え、立地企業と県内高校等とのネットワークづくりなどに取り組みます。

(3)企業立地促進資金融資事業は、誘致企

業に対する長期かつ低利の融資制度を設け、本県への企業誘致を促してまいります。

53ページをお願いします。

2、企業の立地及び増設の促進です。

立地企業が工場や事業所を新設または増設する際に、設備投資や雇用の実績に応じて補助を行います。

(1)企業立地促進費補助として、まず1つ目は、半導体のセミコンダクタ、モビリティ、食品、バイオなどの企業を対象とする企業立地促進補助金です。投資額や雇用人数などに応じて補助を行います。

54ページをお願いします。

企業立地促進費補助として、2つ目は、インターネットやシステム開発の情報サービス業やアニメ、ゲーム制作などのコンテンツ産業などの企業を対象とする産業支援サービス業等立地促進補助で、投下固定資産やリース資産への補助に加え、賃借料などの補助も行います。

55ページをお願いします。

3、世界的半導体企業の進出を契機としたさらなる半導体関連産業の集積の推進です。

本県の強みである半導体関連産業のさらなる集積を図るため、国内及び台湾における展示会への出展、セミナー等を開催するとともに、くまもとサイエンスパークの実現に向けた取組を進めます。

次に、4、ポートセールスの推進です。

国際コンテナ貨物取扱量の増加及び熊本港、八代港の新規航路開設や増便などの利便性向上を図るため、荷主企業や船会社へのポートセールスに取り組みます。

(1)戦略的ポートセールス推進事業は、企業訪問等を通し、より多くの荷主企業への働きかけを強化するとともに、熊本県内両港における新規航路を開設した船会社に対し、その経費の一部を助成します。

(2)国際コンテナ利用拡大助成事業は、熊本港及び八代港を利用する荷主企業に助成を

行い、両港の利用拡大を図ります。

56ページをお願いします。

5、県南地域への企業誘致の促進です。

T S M C 進出効果を全県に波及させるため、県南地域企業誘致促進事業として、県南地域への企業誘致の強化に向けて、企業の県南地域の視察に要する経費の一部助成や、人材確保支援として、県南地域の企業が連携して取り組む企業イメージの向上や労務環境の改善等に対する支援、高校生が企業を回るバスツアー、職場体験事業などを実施します。

6、企業誘致の受け皿となる工業団地の整備です。

製造業等の企業誘致の受皿を確保するため、(1)新規工業団地建設事業は、菊池市事業区、合志市事業区、八代市事業区の3か所の整備を行うこととしております。

このうち、菊池市事業区及び八代市事業区については、それぞれ、造成工事、道路工事などの予算を計上しており、令和9年度末までの事業完了を目指し、取り組んでいるところです。

(2) 県南地域工業団地施設整備促進事業は、県南地域を中心とした市町村が行う工業団地整備の取組を支援するため、整備に必要な調査を行います。

企業立地課は以上です。

○藤本販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課でございます。

57ページをお願いします。

項目1、農林水産物等輸出の推進は、県産農林水産物等の輸出拡大を図るため、輸出環境の整備や現地でのプロモーション、県産品の競争力強化、輸出産地の形成等に戦略的かつ継続的に取り組むものです。

まず、(1) 県産農林水産物等輸出推進総合支援事業は、輸出に取り組む県内事業者の掘り起こしから輸出に至るまでを総合的に支援するものです。

(2) 海外輸出拡大対策事業は、海外バイヤーの招聘や現地プロモーション等に取り組むものです。特に、ブルーオーシャン、いわゆる新規の市場開拓に向けた市場調査や市場開拓に意欲的な事業者への支援に力を入れてまいります。

(3) G F P フラッグシップ輸出産地形成プロジェクト事業は、輸出先国の様々な規制や現地ニーズに対応した生産方法の転換や物流改善に取り組む農業団体等を支援する国庫事業です。

次に、項目2、県産品の認知度向上及び販路拡大は、県産品の販路拡大等を目的に活動する物産振興団体に対する催事や商品開発等の支援を行い、県産品の認知度向上や販路拡大を図るものです。

58ページをお願いします。

(6) 「食のみやこ熊本」球磨焼酎消費拡大推進事業は、熊本の食のイメージアップを図るため、球磨焼酎の県内外でのPRをはじめ、蔵元が実施する商品開発や市場開拓を支援するものです。

(7) 食のみやこ県産品消費拡大魅力発信事業は、魅力ある県産品の掘り起こしや商品開発支援、商談会やフェアの実施、プロモーション展開、情報発信等を支援するものです。

(8) くまもと県産酒物価高騰緊急支援事業は、物価高騰により経営環境が厳しい状況にある酒造事業者及び組合に対し、物価高騰の影響を軽減するため、酒造事業者等が行う消費喚起や経営改善に資する取組を支援するものです。

販路拡大ビジネス課は以上です。

○坂梨剛昭委員長 次に、梅川観光文化部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○梅川観光文化部長 観光文化部でございます。

観光文化部関係の主要事業、新規事業等の説明に先立ちまして、観光文化部に関する最近の取組について御説明申し上げます。

初めに、2月末に発表された観光庁統計調査の速報値について、本県における外国人延べ宿泊者数は、令和7年は176万人と過去最多を更新し、また、令和6年の本県の観光消費額について、前年比1.7%増の3,796億円と過去最高を更新しております。

今年度は、熊本地震から10年の節目に当たり、着実に創造的復興を遂げてきた姿や県内各地に広がる様々な観光の魅力を国内外に発信するため、7月から9月には、J Rグループ6社と連携した熊本デスティネーションキャンペーンを開催し、本県への誘客強化に取り組めます。

熊本県伝統工芸館につきましては、昭和57年の開館以来初めてとなる大規模改修工事を行い、本年3月20日にリニューアルオープンしました。2階の展示室拡大により、大規模な企画、展示会や巡回展の誘致が可能になったほか、1階にはカフェを設置したことで、熊本城やその周辺の観光客等を館内に呼び込む効果を期待しており、4月8日には、リニューアルオープン後の来館者が1万人を突破しました。

県有スポーツ施設の整備については、移転再整備としております藤崎台県営野球場について、新野球場の移転候補地の提案募集を3月26日から開始しました。4月10日には、提案募集に関する説明会を開催し、11市町村の参加がありました。今後、7月24日に募集を締め切り、審査を経て、本年秋頃には移転候補地を決定する予定です。

それでは、令和8年度の観光文化部の組織機構及び主要事業、新規事業について御説明いたします。

資料、令和8年度組織機構図及び役付職員名簿の18ページをお願いいたします。

観光文化部は、記載のとおり、3つの課及

び出先機関の博物館ネットワークセンターで構成され、職員数は64名となっております。

次に、資料、令和8年度主要事業及び新規事業の59ページをお願いいたします。

令和8年度当初予算につきましては、一般会計で総額61億2,200万円となっております。

主な取組について、くまもと新時代共創総合戦略の柱に沿って、順に御説明いたします。

まず、「世界に開かれた活力あふれる熊本」については、熊本デスティネーションキャンペーンに向けた取組やインバウンド及びクルーズ船のさらなる誘致に向けた取組など、観光振興、誘客強化に取り組めます。

加えて、観光事業者の経営力強化に向けた支援や県内ガイド人材の育成及びガイドと旅行者の円滑なマッチングに向けた環境整備等により、受入れ体制、基盤強化を図ります。

また、サイクルツーリズムをはじめとするスポーツツーリズムの推進や国際スポーツ大会の開催、官民共創による新アリーナ、新野球場の整備促進にも取り組めます。

さらに、文化芸術では、新たに本県の文化芸術と観光の一体的な振興を図るため、点在する文化芸術資源をストーリーで面的につなぎ、誘客を促進する取組を展開します。

次に、「いつまでも続く豊かな熊本」については、伝統工芸館を核として、地域に根差した伝統的工芸品の高付加価値化、販路拡大等に取り組めます。

事業の詳細につきましては、この後担当課長から御説明申し上げます。

○坂梨剛昭委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○岩野観光文化政策課長 観光文化政策課です。

60ページをお願いします。

項目1、熊本地震震災ミュージアムの取組の推進については、平成28年熊本地震の記憶や経験、教訓などを後世に伝承するため、南阿蘇村にある熊本地震震災ミュージアムK I O K Uを中核拠点として、回廊型のフィールドミュージアムの取組を推進してまいります。

下段の項目2、文化振興の取組の推進につきましては、文化施策の企画、調整や文化団体への活動支援などにより、本県の文化振興を図ってまいります。

(2)の新規事業、文化芸術魅力創出事業により、本県に点在する文化芸術資源をストーリーで面的につなぎ、誘客を促進する取組を展開してまいります。

61ページをお願いします。

項目3、県立劇場の取組の推進については、本県における芸術振興の中核的な拠点である県立劇場において、施設、設備の提供や芸術振興のための取組を推進してまいります。

(2)の県立劇場施設整備費は、県立劇場保全計画に基づく改修工事等に要する経費です。

下段の項目4、伝統的工芸品産業の振興については、県内の伝統的工芸品産業の継承、発展のために、魅力ある伝統的工芸品の開発や販路拡大を支援してまいります。

62ページをお願いします。

項目5、熊本県総合博物館ネットワークの推進については、県内の博物館等と連携し、県内どこに住んでいても博物館活動に参加できる熊本県総合博物館ネットワークの構築を推進してまいります。

観光文化政策課は以上です。

○植田観光振興課長 観光振興課でございます。

63ページをお願いします。

項目1の観光産業の基幹産業化の推進は、

観光地の受入れ体制整備や地域資源を活用した持続可能な観光地域づくりに取り組み、観光産業の基幹産業化を推進するものでございます。

(2)ガイド人材育成支援事業は、県内全域を案内できる観光ガイドを育成するとともに、育成した人材とガイド需要を円滑にマッチングするための環境整備を一体的に行う新規事業でございます。

(3)宿泊事業者受入環境整備緊急支援事業は、物価高騰により厳しい経営状況にある宿泊事業者が取り組む生産性向上に資する受入れ環境整備を支援するものでございます。

64ページをお願いします。

項目2のマンガ・アニメの活用による誘客促進及び地方創生は、『ONE PIECE』をはじめとする漫画、アニメ等のコンテンツを活用して誘客を促進するとともに、災害からの復興を後押しする取組でございます。

(1)『ONE PIECE』連携復興応援事業は、県内各地に設置しております麦わらの一味の銅像を起点とした誘客、周遊促進のためのプロモーションにより、訪問者の増加等を図り、熊本地震の記憶の継承及び被災地の創造的復興を後押しするものでございます。

項目3の人吉・球磨地域の観光復興に向けた取組の推進は、豪雨災害からの復興途上にある人吉・球磨地域において、地域の観光資源を生かした誘客や周遊促進等により、さらなる観光消費を促し、観光関連産業の復興につなげるものでございます。

(1)くま川鉄道沿線周遊促進緊急支援事業は、今年9月に再開するくま川鉄道沿線の地域資源を生かした周遊プランの造成やモニターツアーの実施等を支援するものでございます。

65ページをお願いします。

項目4の国内からの誘客の推進は、減少傾向にある国内観光客の誘客を図るため、大型キャンペーンの実施や観光情報の発信、教育

旅行の誘致などに取り組むものでございます。

(1)観光誘客プロモーション推進事業は、今年7月から9月にかけて、JRグループと協力して開催する熊本デスティネーションキャンペーンを通じ、本県観光の魅力を発信し、全国からの誘客を図るものでございます。

(4)食をフックにした誘客促進事業は、本県の食と歴史、文化資源を組み合わせた新たな体験プログラムを造成し、誘客促進を図るものでございます。

66ページをお願いします。

項目5の海外からの誘客の推進は、好調なインバウンド需要のさらなる獲得や県内での周遊促進を図る取組でございます。

(2)台湾インバウンド誘客強化事業は、本県の最重点市場に位置づけている台湾からのインバウンド誘客強化のため、本県の観光セールス等を行う観光レップの配置や教育旅行を受け入れる相談窓口を設置するものでございます。

(3)韓国インバウンド誘客強化事業は、韓国からの誘客強化を図るため、台湾と同様に観光レップを配置し、効果的なセールス等を行うものでございます。

項目6のクルーズ船誘致・受入の推進は、くまモンポート八代をはじめ、県内港へのクルーズ船の誘致及び受入れ体制の強化を図るとともに、県内各地への寄港地ツアーの充実等により、クルーズ船寄港による経済波及効果の拡大を図るものでございます。

(2)クルーズ船受入体制強化事業は、クルーズ船寄港時のツアーバスの円滑な運用や環境整備を行うとともに、クルーズ客へのおもてなしを行う地元協議会への支援を行うものでございます。

67ページをお願いします。

(3)クルーズ船寄港効果向上事業は、富裕層向けクルーズ船の誘致強化に取り組むと

ともに、旅行会社等が体験型観光を盛り込んだ新たなツアーを試行する際に支援を行うものでございます。

観光振興課は以上です。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

68ページをお願いいたします。

項目の1、スポーツツーリズムの推進につきましては、2019年の大規模国際スポーツ大会で得たノウハウを活用し、スポーツツーリズムを推進することにより、交流人口の拡大や地域活性化を図るものです。

説明欄2、事業概要、(1)国際バドミントン大会誘致促進事業につきましては、国際バドミントン大会、熊本マスタースジャパンの開催、(2)ツール・ド・九州受入環境整備事業につきましては、国際サイクルロードレース、ツール・ド・九州の開催を通じ、交流人口の拡大を図るものでございます。

(3)アーバンスポーツ振興事業につきましては、アーバンスポーツのイベント開催や大会招致、合宿誘致等を通じて、交流人口の拡大を図るものでございます。

(4)サイクルツーリズム推進・拡大事業につきましては、国の制度であるナショナルサイクルルートの候補ルートとなった天草地域のサイクルルートに関するプロモーション強化や受入れ環境整備等を推進し、交流人口の拡大を図るものでございます。

項目の2、官民共創による県有スポーツ施設整備推進につきましては、令和7年9月に決定した県有スポーツ施設の整備の方向性に基づき、官民共創により、新アリーナ、新野球場の整備を推進するものでございます。

説明欄2、事業概要、(1)官民共創による県有スポーツ施設整備推進事業につきましては、計画等策定へのアドバイザーや民間事業者へのサウンディング調査などを通じて、施設コンセプトや整備手法、事業費等を整理

し、事業者公募に向けた準備を進めるものでございます。

スポーツ交流企画課は以上です。

○坂梨剛昭委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、森山企業局長。

○森山企業局長 企業局でございます。

企業局の概要につきまして御説明申し上げます。

お手元の資料、令和8年度組織機構図及び役付職員名簿、23ページをお願いします。

企業局は、総務経営課と工務課の本庁2課、発電総合管理所と都呂々ダム管理事務所の2か所の出先機関で構成され、職員数は、合わせて60名です。

また、今年度から次長を置き、総務経営課長を兼務します。

次に、資料、令和8年度主要事業及び新規事業、69ページをお願いします。

企業局が所管する事業の概要について御説明します。

現在、企業局では、令和8年度当初予算総括表の一番左の列のとおり、電気事業、工業用水道事業、そして有料駐車場事業の3事業を運営しております。

電気事業におきましては、7つの水力発電所のうち、主力4発電所に適用されている固定価格買取制度により、安定的な電力料収入を確保しております。

工業用水道事業におきましては、有明及び八代工業用水道ともに厳しい経営状況にあり、施設運営権を民間事業者に委ねるコンセッション方式の下、民間のノウハウ等を活用して、効率的な経営やサービス向上、ユーザー拡大等に取り組んでおります。

特に、有明工業用水道におきましては、未利用水の活用を通じた経営改善と熊本の宝で

ある地下水保全の両立に向け、半導体関連企業への新規給水の取組を推進しております。

有料駐車場事業におきましては、利用台数が、現在、コロナ禍前と同水準まで回復しており、収入は安定しております。

なお、昨年度に引き続き、県政貢献策として、電気事業と有料駐車場事業から、合わせて5億5,000万円を一般会計へ繰り出すこととしています。

以上が企業局所管事業の概要でございます。

詳細につきましては、次長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○吉澤企業局次長 総務経営課でございます。

69ページ、令和8年度当初予算総括表をお願いいたします。

企業局では、公営企業法に基づき、電気、工業用水道及び有料駐車場の事業会計ごとに、損益に関する収益的収支と建設改良費などの資本的収支に分けて予算を計上しております。

最下段の合計ですけれども、3事業合わせた収入総額は57億7,800万円余、支出総額は70億6,300万円余となっております。収支差が約13億円ございますが、過年度の減価償却費など、現金支出を伴わない費用を企業会計内に留保しております資金等で充当しております。

71ページをお願いいたします。

まず、項目1、「経営戦略」に基づく取組みの推進でございます。

企業局では、経営基本計画である経営戦略2020に基づき、電気、工業用水道及び有料駐車場の3つの公営企業を経営しており、戦略では、全事業の黒字化、新規事業に挑戦、地域貢献の充実の3つの戦略目標を掲げ、年次計画により取り組んでおります。

なお、同戦略については、令和7年度まで

に中間見直しを行いました。引き続き、3つの戦略目標は変えず、半導体関連企業に供給する新規工業用水道事業の追加等を行っております。

具体的な取組については、各事業ごと御説明させていただきます。

72ページをお願いいたします。

電気事業ですけれども、上段、1の表の7つの水力発電所を運営しております。

2の経営状況等でございますけれども、(1)のとおり、市房及び緑川の4つの主力発電所では、固定価格買取制度により、年間10数億円の売電利益を見込んでおります。

また、その利益を活用させていただき、(4)及び(5)のとおり、一般会計への5億円の繰り出しによる県財政への貢献や発電所の所在市町村に対する地域貢献等にも取組を行っております。

また、(6)のとおり、荒瀬ダム撤去によって不要となった八代市坂本町等の未利用地については、災害からの復興のため、八代市からの要望に応える形で、無償譲渡をしております。

73ページをお願いいたします。

工業用水道事業でございますが、上段1の表のとおり、3つの工業用水道を運営しております。

2の経営状況等でございますが、(1)のとおり、有明、八代の両工業用水道につきましては、契約率が低く、多くの未利用水があり、特に有明工業用水道は、ダム使用権に係る減価償却費の負担も大きく、厳しい経営状況にあります。

そのため、令和3年度から、民間に長期的に経営権を委ねるコンセッション方式を導入するなど、経費節減に取り組んでおるところでございます。

なお、八代工業用水道につきましては、令和5年11月から、木質バイオマス発電へ給水を開始したことによって、契約率が約13%改

善しております。

苓北工業用水道については、九州電力苓北発電所への供給により、毎年度一定の利益を上げているところでございます。

74ページをお願いいたします。

有料駐車場事業ですが、上段1の表のと通りの駐車場を運営しております。

2の経営状況等でございますが、(1)のとおり、利用台数は、コロナ禍により年間15万台まで減少しておりましたけれども、年間20万台まで回復しておるところでございます。

(2)のとおり、県営駐車場では、指定管理者が料金を徴収する利用料金制を導入しており、協定で定められた基本納付金により、企業局の収入は安定しております。

また、(3)ですけれども、電気事業からの5億円に加え、有料駐車場事業からも5,000万円を一般会計へ繰り出し、県財政に貢献しておるところでございます。

75ページをお願いいたします。

半導体関連企業への新規工業用水道事業でございます。

1に記載のとおり、地下水保全と有明工業用水道の未利用水活用による収益確保、経営基盤強化のため、半導体企業等に給水する工業用水の整備を進めております。

2の事業概要は、令和7年度補正予算である約29億円を含んだ内容となっておりますが、地盤改良工事などの浄水場関係工事や管路布設工事などを実施する予定でございます。

なお、事業費の4割について、国のインフラ交付金が措置される見込みでございます。

企業局は以上でございます。

○坂梨剛昭委員長 次に、労働委員会事務局長から総括説明等をお願いします。

石井労働委員会事務局長。

○石井労働委員会事務局長 労働委員会事務

局でございます。

まず初めに、労働委員会の組織機構について御説明申し上げます。

令和8年度組織機構図及び役付職員名簿、資料の27ページをお願いします。

労働委員会は、労働組合法に基づき設置された労使紛争を解決するための行政委員会です。

不当労働行為の救済申立てに対する審査、労働争議の調整及び個別労働関係紛争のあっせん等を行っております。

当委員会は、公益、労働者及び使用者の代表各5名、計15名の委員で構成されています。また、事務局職員は10名です。

次に、当初予算及び主要事業について御説明します。

令和8年度主要事業及び新規事業、資料の76ページをお願いいたします。

当委員会の当初予算は、総額1億2,500万円余で、主な内容としましては、委員会費として、委員報酬、事務局費としまして、職員給与費や局の運営費を計上しております。

77ページをお願いします。

労働委員会の業務は、主に3つございます。

まず、1、不当労働行為事件の審査です。

これは、使用者が資料に記載しておりますような労働組合活動を阻害するような行為を行った場合に、労働組合または労働者個人からの申立てを受けて審査を行い、必要に応じて救済命令、あるいは和解等により解決を図るものです。

次に、2、労働争議の調整です。

これは、労働組合と使用者との間の紛争が労使の自主的な話し合いで解決できない場合に、当事者からの申請によりあっせんなどを行い、解決を図るものです。

最後に、3、個別労働関係紛争のあっせんです。

これは、労働者個人と使用者との紛争が当

事者同士で解決できない場合に、当事者からの申請によりあっせんを行うものです。

労働委員会事務局は以上です。

なお、課長からの説明は省略させていただきます。

○坂梨剛昭委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○高島和男委員 今年度もよろしく願いいたします。

説明資料の10ページでございます。

環境立県推進課、地球温暖化対策の推進の2番目の項目のゼロカーボンの推進事業ということでございますけれども、先月、3月の13日に、新規事業、予算も含めて、この場で議決をしたということはもう十分私も承知をしておりますが、御案内のように、中東情勢がとにかくやっぱり激変をしていると。上田部長の先ほどの冒頭の総括説明の中でも、確かに、国は、補助金を出したりということ、あんまり混乱しないようにということで、冷静さを求めているような、今施策を展開しておるわけですが、この説明といえますか、やっぱり変わったわけですね、世界が。日本も、これから先、あおるわけじゃありませんけれども、かなりエネルギー施策というのは、随分とやっぱりこれから変わっていかざるを得ぬと思うんですよ。

そういう意味で、確かに、この施策自体は、去年の秋ぐらいから、課内で、あるいは部内で整理しながら出てきた施策だろうとい

うのは十分承知をしておりますが、このスピード感で本当に果たしてこの先いいのかなというのを、先ほど説明を聞きながら思ったんですけれども、課長、どう思われますか。

○江口環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

委員おっしゃったとおり、原油価格の高騰等で、さらに、まずは省エネのスピード感を上げる必要があるかなと思っております。ただ、一方で、県内の、特に中小企業のほうを見ますと、まだまだ温室効果ガスの自社の排出量をまだ把握されていなかったりとか、エネルギー使用量の把握というところも、まだ十分されてないところもありますので、私どもとしては、まずは、そこのエネルギーをどのくらい使っているかとか、どういう手法であれば、より減らせるのかという部分の、省エネのところをまず、金融機関であったり、電力会社と、地域ぐるみで連携しながら、スピード感を持って支援をしていきたいというふうに思っているところでございます。

また、再エネにつきましては、県で率先して今導入を進めておりますけれども、この県の事例を、よりほかの市町村であったり、県内の企業の方にも知っていただいて、こういう形で再エネ導入できるんだよというところを、モデル的に示しながら、再エネというのも進めていきたいと思っています。

いずれにせよ、中東情勢等も意識しながら、スピード感を持って対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○高島和男委員 おっしゃることはよく私も分かります。ただ、繰り返しになりますけれども、中東産の原油というものが当たり前に入ってくるんだというのが前提でやっぱり今までは立案してこられた。しかし、これからは、ちょっとやっぱり違うんじゃないのかと

いうことですね。

で、石油に依存したこの国の制度といいですか、在り方そのものが問われているだろうと思います、これから先。

そういう機運を、やっぱり県も自ら発していくような必要があるんじゃないかなというふうにも思っておりますので、これは、環境立県だけでなく、エネルギーのほうにも通じる話だと思しますので、ぜひ——平時だったらこれでいいと。少し有事に足を一歩踏み入れているような状況かなとも思っておりますので、頭の体操をやっぱりこれからしておく必要があるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、そこいらはお願いしたいと思います。

要望です。

○坂梨剛昭委員長 ほかに質疑はありませんか。

○中村亮彦委員 企業局にお尋ねしたいと思います。

71ページなんですが、新規工業用水道整備の推進ということがあります。もちろん、電気事業、それから駐車場事業、しっかり頑張っておられるというふうに思います。また、駐車場事業は、指定管理者でされているというふうに思いますし、また、この工業用水は、先ほど局長の冒頭の説明にもありましたように、コンセッション方式でやっているということでもあります。

で、この新規の工業用水、特に有明工水のことについてちょっと聞きたいんですけれども、有明工水については、そもそもが、もう半分ぐらい水が余っというような状況であります。供給量はあるのに、なかなか契約が少ないということでもありますけれども、今回、T SMCの進出によって、それプラスサプライ企業がまた進出してくるというようなことで、これは、水も、もちろん地下水も使

うんでしょうけれども、しっかり竜門ダムからの水を送っていただいて、その供給量を安定させていただきたいというふうに思いますから、これは、今のセミコンの状況の中では、これは願ったりかなったりの事業だろうというふうに思います。

で、事業を行う以上は、収支なんです、例えば、73ページに行きますと、今、契約水量が約1万5000立米で、立米当たりの単価が50円というふうになっております。これはどこまで進捗しとるのか、今からいろんな手続を踏んで、本格的に事業にかかってくるんだと思いますけれども、今度はろ過して、そして送る水だということ。で、今まで送ってる工業用水とセミコンに送る水は質が違うんだと思うんですよ。質が違うといいますか、ろ過して、きれいな水にして半導体企業が使っても大丈夫な水にしてから送るわけですから、これは、恐らく、従来の単価よりも上がるんじゃないかというふうに私は感じるんですけれども。

そうなりますと、今度は収支の問題にまたなってくるんですけれども、これで赤字を解消したいというふうなところもあるんだろけれども、これはもう供給量にもよりますから、一概には言えないと思うんですけれども、これは、コンセッションの事業者さんといろんな協議を今されているというふうに思うんですけれども、これは、話どこまで進んでるんでしょうか。この供給量と次なる単価ですよ。ここについてちょっとお尋ねしたいと思います。

○吉澤企業局次長 新規の工業用水道の関係でございますけれども、先生がおっしゃったとおり、今まさに検討中、詳細な設計をどうやっていくかというところからまだ検討を進めておる段階でございます。

そのため、事業費等についても、この前、概略で200億ということで発表しましたけれ

ども、その精査ということを今後行っていかなければならない状況ということになります。

やっぱり、おっしゃってるとおり、工業用水道、企業会計でございますので、できる限り収支が整うような形で、ただ、今回の目的というのが地下水を保全するという大きな目的もありますので、そういうふうな大きな目的の実現と企業会計としての収益を保つという、どうやってその両立を図っていくかということ、しっかりと知恵を絞っていかねなければならないと思っています。

また、水量でございますけれども、もともとが未利用水2万トンというところでございますけれども、下流で取水しておった場合2万トンでございますけれども、今使えるということになっておりますのは1万2,000トンと。それをいかに地域で使っていただき、そして、地下水の使用を減らすことができるように努力してまいりたいと思っております。

企業との協議については、今、まだまだ協議中というような形に今後なっておりますけれども、引き続き頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○中村亮彦委員 単価等々も今からやられるんですかね。

知事は、使った分だけ水はつくとおっしゃってるんですね。もちろん地下水涵養もその一環なんですけれども、これはもう竜門ダムの水をですよ、有明工水を使って、また、恐らく325号線等の大きな道路の下に管を埋めて送るんだらうというふうに思うんですけれども、水はただじゃないからですね。だから、ただじゃないし、今まで送った水とは明らかに質が違う上質な水を送るということになりますから、これはしっかり検討していただきたいというふうに思います。

もう1個いいですか。

同じ企業局なんですけれども、さっきのペ

ージで、新規事業の71ページの(2)県営駐車場の新たな用途の検討とありますけれども、これは何のことですか。

○吉澤企業局次長 申し訳ありません。私もまだ今年度着任したばかりでありまして、十分勉強ができておりませんので、また後ほど先生に御説明上がりたいと思います。

○中村亮彦委員 県営駐車場、さっきも言いましたけれども、コンセッション方式で、非常に順調にやっておると。そしてまた、特に、鶴屋の裏の県営駐車場は非常に立地がいいですね。もう駐車場にしとくにはもったいないぐらいの立地だろうというふうに思います。

だから、何かすごいことを考えられてるのかなと思って、ちょっと期待して聞いたんですけども、じゃあまた説明に伺ってください。

以上でございます。

○亀田英雄委員 12ページをお願いします。

八代海湾奥部の話なんですけれども、地元市町村と方向性の検討などを実施するという言葉で結ばれていますが、このことは、もう随分検討されてきたんだらうというふうに思います。

いつか必ず重大な災害が起きますよ。だから、スピード感を持って進めたいと思うんですけども、何らかの方針だったり、工程表だったり、示されるお考えというのはありますか。

○江口環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

湾奥部につきましては、昨年度、土砂堆積のシミュレーションを行っております。その情報を、まずは地元市町と共有しまして、特に地元の宇城市からは、防災対策の要望がご

ざいまして、それにつきましては、各部と連携しまして、しゅんせつですとか、みお筋の——計画的に進めているところでございますので、まずは、その今の計画をしっかり進めていきたいと思っております。

また、土砂堆積の昨年度の結果を踏まえまして、今後こういった形で進めていくのか、委員の御指摘も踏まえて、しっかり進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○亀田英雄委員 住民の不安は大きなものがあります。だって、海底が家より高いんですもんね。見た目ではっきり分かるわけですから。いつか災害が起きる前に、スピード感を持って進めたいいただきたいというふうに思います。

もう1ついいですか。

60ページ、震災ミュージアムの取組の推進ということです。

一昨年、私は決算特別委員会に入りまして、ここの決算の状況が非常に悪いということで指摘をさせていただいたんですけども、その経営状況は改善したのか。施設の在り方について、どのような考え方を進められるのかについて、少し、もうさわりだけでいいのです。

○岩野観光文化政策課長 観光文化政策課でございます。

私もちょっと決算の詳細まではまだ確認してないところなんですけれども、入場者数に関しましては、令和6年、7年に関しては、大体年間5万5,000人ほどということで、5年よりは増えているところでございます。

指定管理者の決算ということでございましょうか、そちらのほうはちょっとまた確認して御報告したいと思っております。

○亀田英雄委員 分かりました。よろしくお

願いしておきます。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございます。

27ページ、くらしの安全推進課さんでちょっとお尋ねをしたいと思います。

事業概要の(1)交通安全運動や県民に対する交通安全思想の普及啓発、交通事故防止等に要する経費への補助とありますが、予算は340万ほどなんですけれども、4月から道路交通法が改正されて、自転車の乗り方も大きく変わりました、私もたくさん質問が来ます。そういった、県警だとか、そういう部分は、くらしの安全推進課さんでは何か関わりがありますか。

○中田くらしの安全推進課長 令和8年の4月1日から、いわゆる自転車の反則通告制度、青切符制度が導入されております。

これに関しては、自転車の交通違反に対して、県警が検挙した後の手続の問題になりますので、直接的には、交通ルールは変わるものではないので、県のくらし安全推進課としての関わりというのはございません。

ただ、せっかく、今県民の方々、特に自転車利用者については、自転車の交通安全について、とても興味を持ってくださっておりますので、この機会に、できるだけ、交通安全に対する啓発活動を実施して、自転車の交通事故抑止を図りたいと思っております。

以上です。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

くらしの安全推進課さんも、環境の中でも、限られた予算、たしか一番低いんじゃないかな、そんな中でやられてるんで、あんまり無理は言えないと思うんですけれども、今日のお昼のニュースでも、私の近所の駅近の駐車場で、自転車の鍵をつけましょうとい

う、生活安全課さんが一生懸命、もうそこまでしないとイケないのかなと。自転車泥棒が一番悪いんですけども、もう少し、交通安全思想の普及啓発とあるので、そこら辺をくらしの安全推進課さんに全て押しつけるんじゃないかと、やっぱり連携をして、何か取り組めないかなと。もう予算がまだ足りないというのであれば、がんがん要望していただいているんじゃないかと思うんですけれども。

例えば、私の校区では、青少協だとか、体協も一部、地域の見回り運動なんか積極的にやっています。そういうところと連携をして、声かけをすとか。熊本市内でも、地域地域で子供たちに声かけは差があるんですよ。やたら声かけたら怖いぞというところもあれば、私の地域なんかは、もう積極的に挨拶しなければ、がんがん、自治会の先輩たちは、挨拶せんかというぐらいなんですよね。

非常に難しいと思うんですけれども、そこら辺もしっかり連携してやっていけないかなと思いますが、どうでしょうか。

○中田くらしの安全推進課長 ありがとうございます。

実は、私、県警からの出向で来ております。県警とは、引き続き連携して、各種取組を行っていききたいと思います。

先生が御指摘いただいた予算についても、当然、前向きに検討しているところでございます。

ちなみに、防犯関係、今、自転車盗がとも増えているところでございます。それこそ、草の根活動じゃないですけども、県警としては、自転車の鍵かけについて訴えているところでございます。

当課としましても、県警とタイアップしながら、防犯活動にも取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

県警さんも、もっとやることもあるんじゃないか、がんがん取締りもやってほしいという思いがあるんですけども、しっかり連携をして、予算アップ、必要なときは要望していただきたいというふうに思います。

委員長、あと1点いいでしょうか。

36ページの商工政策課さん。

若者の県内就職と定着のための奨学金返還サポートですが、これは、いわゆるくま活サポートのことでいいんですかね。

○佐藤商工政策課長 商工政策課です。

はい、くま活サポートになります。

○前田憲秀委員 これまでも、私も、本会議でもしっかり部長と議論させていただいたんですけども、今年の4月から、高校生の授業料が実質無償化になりました。そして、大学の授業料も、一部ですけども、支援が充実して、これから授業料も、非常に心配しなくても学べるような環境。

ただ、今、20代、30代で、もう社会に出ている人たちというのは、勉学はしっかり取り組めたんでしょうけれども、もう御承知のとおり、工学系だったら800万、900万の借金を浴びて出てるわけですよ。そして、これから金利も上がってくると、内容にもよってでしょうけれども、そういう支援をどうしていくかというのは、国にもしっかり要望しないといけないと思うんですが、何せ——何が言いたいかというと、このくま活サポートの周知がまだまだできてないんじゃないかと。前回も部長とそういう議論をさしてもらったんですけども、今回6,100万ぐらいありますけれども、恐らく、前年、前々年、予算は余ってるんじゃないかと思います。

私も、企業を訪問して、こんなのがありますよ。もうイメージがあるんですよ。単なる給料に上乗せでしようみたいな感覚で、い

や、そうじゃないですという、もう一步説明をしたら、そんなのがあるのかという印象なんですけれども、いかがでしょうか、課長。

○佐藤商工政策課長 商工政策課です。

この奨学金制度についての周知は、企業側と学生側と双方への周知が必要かと思ってます。

まず、企業につきましては、周知を図るために、U I Jセンターにおります就職支援員等も使いながら、熊本の支援員等にも協力いただきながら周知を進めているとともに、令和7年度は、電話や直接の訪問等も行いながら、この奨学金制度の周知を進めているところでございます。

また、学生側につきましても、P R業務委託を通じまして、専用ウェブサイト等を活用しながら、広く周知のほうを進めております。

これからも、積極的に周知のほうを広めていきたいと思っております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

あと、県のホームページで「くま活サポート」と検索したら、企画振興部企画課にお問い合わせくださいとなってるんですよ。そこら辺の連携もいかがなのかなというのもあります。今日はもうあんまり深くは触れませんが、それと、先ほど答弁であったように、学校現場、これから就職するぞという人たち。大学、企業、本当に課題はあると思います。

だから、一番大事なのは、予算をつけたんだから、この予算が足りないぐらい、とにかくやっていくぞという勢いをぜひ見せていただきたいなと思います。

このことは、私も現場の声を聞いて、しっかりまた議論したいと思いますので、課長、よろしくお願いいたします。

○佐藤商工政策課長 今回の委員の御発言もありましたけれども、学生側の周知もしっかり進めてまいりたいと思います。

県では、県外の大学等々も就職に関する協定を結んでおりまして、こういった県内就職生に対する周知等の応援等もしていただけるような、大学の協定も、約20校程度、今結んでおります。そういったところもしっかり活用しながら進めてまいりたいと思っております。

○前田憲秀委員 ぜひよろしく願います。

先ほど触れましたように、給料の上乗せではなくて、一時所得になるわけですね。そこら辺から全く理解をされてない方がたくさんいらっしゃると思いますので、これは使わない手はないぞという思いでアピールしてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○池田和貴委員 それでは、自然保護課にお尋ねをしたいと思います。

23ページ。

特定鳥獣適正管理事業のことなのですが、これは、鹿について適正生息頭数へ早期に誘導し、森林被害等の早期軽減を図るため、有害鳥獣捕獲を行う調査に対する補助を行うということになっております。また、高校生等の若い世代を対象にということで、鹿の被害が、やはり九州全土で広がっているんですね。

で、こういう事業をやっていただくのは大切だというふうに思うんですが、実は、天草地域は、今まで鹿がいませんでした。5～6年ぐらい前から、鹿の生息の情報が上がってきてまして、年々増えていってます。で、これをこのままほっておくと、ほかの地域と同じように、毎年毎年予算しても取り切れないぐらいの鹿が増えていくんですね。今の段

階で、ある程度適正な数値に収めたりとかやってれば、こうやって毎年毎年予算を組まなくてもいい、いわゆる事前にやるのが今大事な地域もあるということだと思うんですね。

そういう意味では、毎年調査はされてますが、実際の、それを抑えるための事業って、天草地域を含めて、鹿がまだいない地域ではどういうふうにされているのかなと思って、ちょっとそこをお尋ねしたいと思います。

○鹿井自然保護課長 自然保護課でございます。

鹿については、委員御指摘のとおり、令和6年度に生息頭数の推定調査を行いまして、増加傾向にあるということは承知しているところでございます。

で、先ほど御指摘の事業、特定鳥獣適正管理事業についても、昨年度よりも頭数を増やして、鹿の捕獲について力を入れているところでございます。

鹿が少ないところについては、まずは防除、農作物の被害があるのであれば、まずは防いでもらうというところがまず基本かなと思います。

それがだんだん、防いだとしてもまだだめなんだということで、頭数が増えてくるといふことになれば、やっぱり本格的に捕獲のほうに力を入れていくということが必要かなということだと思っております。

で、少ない時点については、特に、市町村、地元の方、県も含めて、情報共有がまず一番大事なのかなということだと思っております。

○池田和貴委員 今説明をしていただいたんですけれども、結局、それだとやっぱり増えていくんですね。増えていくと、さらにまた予算していかんといかぬですね。

今回、熊本地震で、10周年になりました。

東日本大震災もありました。あのときの議論は、例えば、公共工事でいくと、当時、東日本大震災は、これは、震災復興のために20兆円の予算をつけたんですよね。ただ、これを、実際に事前防災をやっておくと5兆円で済んだんじゃないかという議論があって、防災・減災、国土強靱化で予算をつけて、今は、実際の被害が起きる前に手を打ってこういうふうには予算は変わってきてるんですよ。

ある意味、その考え方とすると、この鹿被害のことも、私は同じようなことが考えられるんじゃないかと思うんですよね。そういう意味では、今のうち、被害がないところは、これから被害が出ないように、しっかりと、今被害があるところの対策とは別に、新たに被害が出ないようにことをしていただいたほうが将来的にも私はいいんじゃないかというふうに思います。

よければ、私の意見はそういうことなんですけれども、ぜひそういったことも、課内や部内で、ちょっと検討していただければありがたいなというふうに思ってますので、ぜひ、増える前に、増えないように、手だてを考えていただきたいと思います。

○鹿井自然保護課長 委員御指摘のとおりとは思っております。ただ、一方で、鹿とイノシシ等も含めて、捕ってくれる方が今どんどん減っていく傾向、それから高齢化していく傾向にもございますので、なるべく若手の人たちを確保するというような取組も進めておりますので、先ほど委員御指摘も踏まえて、鹿の捕獲数がどんどん上がるようにということで、特例休猟区の設定等も進めながら、狩猟と有害鳥獣捕獲、それぞれ有効に捕獲してもらいながら、捕獲頭数の増加に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○池田和貴委員 ありがとうございます。

ぜひ取り組んでいただきたいんですが、ただ、ここでも考えていただきたいのは、どの業界でも、いわゆる人手不足なんですよね。今までやってくださった方々が、今までと同じ数だけ集まるかというのと、そうでもないし、そうなったらどうするかというのと、やはり、いわゆるドローンを使ったりとか、いろいろ今までなかったようなやり方で、そういうことを調査したりとか、やったりするというところに挑戦することも大事なと思うんですよね。

やはり、人材が今までどおりそろうとか、また、今までより増やすとかという発想は、ちょっと今は時代に合わないんじゃないかなと私は思います。

特に、一次産業については、なかなか人が集まらないので、とすると、人が集まらないことを前提にどうやったらやっていけるかということも、ぜひ皆さん方の中で議論をしていただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思えます。

続けて、観光のほうで、スポーツ交流企画課にお尋ねをしたいと思えます。

スポーツ交流企画課、すごい、いろんなすばらしい事業が詰まってまして、今回、新規事業で、天草のサイクルツーリズムの推進拡大事業ということを入れていただいております。

ただ、さっきの、この委員会の職員名簿を見せていただいたら、課長を含めて13人なんですよね。それで、この事業が、国際パドミントン大会誘致、ツール・ド・九州、アーバンスポーツ振興事業、官民共創による県有スポーツ施設整備推進、もうすごい事業が、この課、めじろ押しで、サイクルツーリズムの推進は、天草にとってみると、九州で初のナショナルサイクルルートへの指定ということで、非常に大切な事業だと思ってるんですけど、

れども、皆さん方のこの体制を見ると、課長を呼んで、これどうなってるのと聞くのが申し訳ないような感じがするとですね。

で、ただ、もう皆さん方も多分御承知だと思うんですけども、地方創生の中で、我々は、その人口ビジョンを5年ぐらい前かな、10年ぐらい前かな、つくって、地方創生計画というのを各地域でつくりました。各振興局でもつくりました。その中で、人口減少をなるべく緩やかに収めるために、こういったことをやっていきますという中で、どこの地域でも、やっぱり観光振興によって、いわゆる定住人口を少しでも増やしていこうとか、交流人口を増やしていこうというのが大体出てくるんですね。だから、地方創生の中では、観光ってものすごく大事なんだと私は思うんです。

そんな中で、アーバンスポーツ振興事業で、スポーツツーリズムの新しい事業をつけていただいたことはありがたいんですけども、本当大丈夫かなと、ちょっと心配をしておりますが、松尾さん、どがんですかね。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

ありがとうございます。もちろん、我々だけでこの事業を進めるというスタンスではなくて、いろんな民間企業も含めた協力体制というのを、それぞれの事業で構築しながら、例えば、バドミントン大会でいきますと、県と熊本市と、それからバドミントン協会、それから、事業を委託しているジョイントベンチャーと一体となって、具体的な開催準備、それから当日の開催の運営を行っております。

また、ナショナルサイクルルートにつきましては、今候補ルートに挙がりまして、今後指定を目指して取り組んでいくというところでございますが、土木部としっかり緊密に連携しております。また、天草広域本部と連携

しております。県の体制はその3つが主体ですが、さらに、その先に、サイクルツーリズム協議会に市町村が入っておりますし、あと、民間企業とも、具体的な、ビジネス的な展開も含めた協議というのも並行して進めていきたいと思っておりますので、そういった官民の総合力といいますか、そういう中で事業を具体化して進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○池田和貴委員 ありがとうございます。

そういった形でやっていただくということで、もう体制を組んでいただいて、やっていただいていると思うんですけども、私、いつも、もうずっと前から申し上げてたんですけども、熊本県は、県の皆さん方や、いわゆる行政の皆さん方が、いわゆるこういう観光のプランとか、いわゆる頭脳的なところだけではなくて、手足を動かすところまで全部行政で抱え込んでいるような気がするんですね。

プランとか、やり方とか、そういうことは、県庁を含めて、予算をするところがつくるのはいいんですけども、実際それを実行する部隊というのは、本当は、もっと別に実行する部隊がやっぱりちゃんとあって、やっていく必要があるというふうに思ってるんですよ。

長崎とかを見ると、長崎のコンベンションセンターとか、やっぱりすごい人数抱えて、いわゆる観光としてのプランがあったらそれを実行するための部隊というのは、例えば3年とか4年で人事異動をするようじゃなくて、ある意味そこにプロパーの人がいて、ずうっと関係性もつくりながらやっていくような組織もあるので。

やっぱり、これだけ、スポーツのことも含めて、観光のことに対して、やっぱりやらないといけないことがたくさん出てきてるの

で、やっぱりそこは、組織体制のことも考えてやっていただきたいと思うんです、私は。

そこで、観光文化部長に、その辺はどうかなど。天草出身ですしね。川崎さんもね。ぜひちょっと御意見を聞きたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○梅川観光文化部長 御意見ありがとうございます。

今の池田委員の御意見も踏まえまして、今後の県の体制だけでなく、外部の組織との連携方策も含めて検討を進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

○池田和貴委員 ぜひやってください。多分それが、やっぱり観光にずっと携わっている人たちがいてくれることによって、さらにいい面も出てくると思うんですよ。そこはぜひ、梅川部長、よろしく、先鞭をつけてやっていただきたいと思います。よろしく願います。それと、松尾さん、ぜひよろしく願いたいと思います。

もう1件、ごめんね。

これはサイクルツーリズムなんで、さっきちょっと前田先生の質問のときに、関連して聞こうかと思ったんですけども、やっぱり自転車のことですので、今はその法律変わって、例えば、自転車を車道で追い抜くときには、1メートル以上離して追い越さなきゃいけないとかという規制もあって、そうすると、やっぱり自転車専用道がちゃんと整備されていればいいんですけども、通常の国道とか県道を行くと、この辺の規制も含めて、新たな規制がこういった観光に関する影響もあると思いますので、そういった面も、これはもう回答は要りませんが、ぜひ県警のほうでも、こういうのはどうするのかということは、ぜひ考えていただきたいと思います。会議には県警の方も来ていただいているので、中身のことはわかっていると思うんですが、

ぜひそこもよろしく願いたいと思います。

以上です。

○坂梨剛昭委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

最後に、その他で委員から何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○坂梨剛昭委員長 なければ、以上で本日の議題は終了しました。

それでは、これもちまして第2回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後5時7分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長